

# 消 防 計 画

## (目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、\_\_\_\_\_における防火管理について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この計画は、\_\_\_\_\_に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

## (管理権原者)

第3条 管理権原者は、事業所内の防火管理業務について、すべての責任を有する。なお、階段や通路等の共用部分等の管理についても責任を有する。

## (防火管理者の権限と業務)

第4条 防火管理者は、この計画の作成及び実行に関するすべての権限を有するとともに次の各号の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更（改正の都度）
- (2) 消火、通報及び避難誘導等の訓練の実施
- (3) 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (5) 自衛消防隊の編成及び任務分担
- (6) 管理権原者に対する助言及び報告
- (7) 建築物、火気使用設備器具、その他火災予防上留意しなければならない施設等の検査の実施及び監督
- (8) 消防用設備等の設置位置及び避難経路を明示した図面の作成及び周知徹底
- (9) 改装工事などの工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (10) 収容人員の適正管理
- (11) 放火防止対策の推進
- (12) 防火管理資料の保管

## (消防機関への連絡等)

第5条 管理権原者又は防火管理者等は、江南市消防長に次の各号に掲げる業務について届出、

報告及び連絡を行う。

- (1) 防火管理者選任（解任）届出
- (2) 消防計画作成（変更）届出
- (3) 消防設備等点検結果報告書
- (4) 消防訓練実施の連絡

(防火管理資料の保管等)

第6条 防火管理者は、前条で報告を又は届け出た書類等の写し、その他防火管理業務に必要な書類等を保管する。

(火元責任者の指定)

第7条 火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者及び確認事項を次のように定める。また、確認事項に不備が生じた場合は、防火管理者に報告し、早急に不備の改善を図る。

火元責任者	担当場所	確認事項
		・たばこの吸殻及び火気使用器具の管理
		・電気設備器具の安全確認
		・消火器等の管理
		・避難通路の確保
		・地震時の出火防止
		・その他火災予防上必要な事項

(火災予防上の自主検査)

第8条 建物及び消防用設備等の自主検査は防火管理者又は防火管理者の指定する者が別表に基づき、次により実施する。また、別表の検査結果に不備が認められる場合は、防火管理者に報告し、早急に不備の改善を図る。

検査対象	検査実施日（月1回）	検査員
建物等	毎月 _____日	
火気管理		
電気設備器具		
消防用設備等		

(消防用設備等の法定点検)

第9条 消防用設備等の法定点検は、次の点検実施計画に基づき実施し、点検結果を\_\_\_年に1回、江南市消防長に報告する。また、不備が生じた場合は、早急に不備の改善を図る。

対象設備等		点検時期	機器点検 _____月 _____月
点検員			総合点検 _____月

(火災予防上の守るべき事項)

第10条 火災予防のため\_\_\_\_\_に出入りするすべての者は次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 避難口、階段、避難通路等に避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないこと。  
また、避難口は容易に解錠できるようにしておく。
- (2) 防火度の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (3) 喫煙は指定された場所で行う。
- (4) 火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲を整理、整頓し、可燃物に接近して使用しないこと。
- (5) 消防用設備等の周囲には、装飾等をしない。
- (6) 火災を発見した場合は、消防機関（119）に通報するとともに防火管理者に連絡し、定められた任務分担により適切な行動をとる。

防火管理者氏名（ふりがな）	防火管理者連絡先
（ ）	

(放火防止対策)

第11条 次の各号に留意し、放火防止対策を講じる。

- (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 物置及び倉庫等の施錠を励行する。
- (3) 終業時等、建物が無人になる場合は、火気及び施錠の確認を行う。
- (4) ゴミ類は、ゴミ収集日の朝に、ゴミ集積場に出すこと。

(自衛消防隊の編成及び任務等)

第12条 \_\_\_\_\_の自衛消防隊の組織を次により定める。

担当区分	担当者	任 務
自衛消防隊長		隊員を指揮し、避難誘導及び火災の拡大防止にあたりとともに火災の状況、逃げ遅れた者の有無等について消防隊に報告する。
通報連絡担当		消防機関への通報又はその確認を行う。 火災を知らせ、消防隊の誘導及び情報の提供を行う。
消 火 担 当		消火器等を用いて初期消火活動を行い、必要に応じ避難誘導担当を補助する。
避難誘導担当		避難口を開放し避難誘導を行う。 避難後、人員を確認し、その結果を自衛消防隊長に報告する。

(震災対策)

第13条 防火管理者は、地震時の災害を防止するため、日ごろから備品、物品等の転倒、落下防止措置を講じ、負傷又は避難に支障が生ずることがないようにしておくこと。

- ② 地震時、防火管理者又は従業員は、身の安全を守ることを最優先に、すべての火気使用設備・器具の使用を停止すること。
- ③ 火気使用設備・器具の直近にいる取扱い者は、電源及び燃料等の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告すること。
- ④ 従業員及び利用者等を指定緊急避難場所（\_\_\_\_\_）まで避難誘導する場合は、順路、道路状況、地域の被害状況等について説明し、身の安全を図りながら、全員徒歩で避難する。
- ⑤ 避難する際は、分電盤を遮断すること。

(警戒宣言発令時の対応)

第14条 防火管理者は、警戒宣言が発令された旨を事業所内に連絡する。

- ② 防火管理者は、今後の営業等の方針を連絡する。
- ③ 防火管理者等は、火気の使用禁止、施設及び設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。

(防災教育及び消防訓練)

第15条 防火管理者は次により防災教育及び消防訓練を実施する。

区 分	実 施 月		備 考
消 火 訓 練	月	月	
避 難 訓 練	月	月	
通 報 訓 練	月	月	
防 災 教 育	随時（採用時等）		
震 災 訓 練	上記の各訓練に準じて行うほか、関係機関が行う訓練に積極的に参加する。		

- ② 防火管理者は、消防訓練を実施する場合は、「訓練実施通知書」を事前に江南市消防長へ届け出ること。

附 則

この計画は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から施行する。

## 自主検査表（毎月 日）

年度

区分	点検項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
建物等	避難の支障となる物品等はないか												
	避難口は内部から容易に開けられるか												
	建物周囲に可燃物が放置されていないか												
	喫煙所の吸殻等は適切に処分、管理されているか												
火気管理	火気設備等の周囲に燃えやすい物品を置いていないか												
	安全装置等は適正に作動するか。												
	設備等が老朽化していないか												
電気設備器具	タコ足配線をしていないか												
	配線が机等の下敷きになっていないか												
	コンセントにホコリ等が溜まっていないか												
	許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか												
防災物品	カーテン、じゅうたん等は防災物品が使用されているか												
	使用している防災物品の表示が適切にされているか												
消火器	階ごとに適正な位置で設置されているか												
	変形、破損、腐食等の異常はないか												
	標識の破損等はないか												
非常警報	サイレン等の音量は十分か												
	電源に異常、遮断はされていないか												
	表示灯は点灯しているか												
	装飾等により見えなくなっていないか												
避難器具	操作場所及び降下場所の空間が確保されているか												
	操作場所の窓は容易に開放できるか												
	本体に変形等の異常はないか												
誘導灯	パネルに破損がなく点灯しているか												
	非常電源に異常はないか												
	装飾等により見えなくなっていないか												
	点検者名												

※判定欄の記号 良：○ 不良：× 改修済：⊗